

防人2第3441号
15. 4. 3

陸上幕僚長 殿

事務次官

中学校在校生に対する自衛隊生徒の採用試験に関する募集広報要領等について（通達）

標記について、より適切な募集広報活動を行う必要があることから、別紙のとおり定められたので、遺漏のないよう措置されたい。

添付書類：別紙

写送付先：海上幕僚長
航空幕僚長

中学校在校生に対する自衛隊生徒の採用試験に関する募集広報要領等について

1 目的

中学校在校生（以下「中学生」という。）に対する自衛隊生徒の採用試験に関する募集広報（以下「募集広報」という。）の要領及び募集広報の資料の内容等について定めるものとする。

2 募集広報の要領

中学生に対する募集広報については、当該中学生の保護者（中学校に就学させる義務を負う者をいう。以下同じ。）又は当該中学生が就学する中学校の進路指導担当者を通じて行う場合に限るものとする。ただし、新聞、雑誌、ポスター、テレビ、ラジオ、ホームページ等で、広く一般に対して行う募集広報については、この限りでない。

3 募集広報の資料の内容

募集広報の資料の内容については、次の各号に掲げる事項とするものとする。ただし、中学生、当該中学生の保護者又は当該中学生が就学する中学校の進路指導担当者の請求により、パンフレット等を配布等する場合については、この限りでない。

- (1) 採用試験の名称
- (2) 採用後の職務と責任の概要
- (3) 採用試験の結果に基づいて採用された場合の初任給、その他の給与
- (4) 受験資格
- (5) 試験方法、試験種目及び出題分野
- (6) 試験の実施時期及び試験地
- (7) 合格者の発表の時期及び方法
- (8) 受験申込用紙の入手並びに受験申込書の提出の場所、時期及び手続

4 委任規定

この通達に定めるもののほか、募集広報の実施に関し必要な事項は、陸上幕僚長が定める。